

2018年（平成30年）8月13日（月）

「全国森林計画（案）」に対する意見

NPO 法人 自伐型林業推進協会  
代表理事 中嶋 健造



1. 「自伐林家」および「自伐型林業者」の明記

- ・ 自伐型林業を強力に推進している当協会としては、今回の全国森林計画（案）で、「4、森林施業の合理化に関する事項」の「(5) その他」に、「自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする」と現行計画（平成25年10月4日閣議決定）に書かれている文言を踏襲し、記述されたことは歓迎したい。
- ・ 一方で、同事項で林業の担い手に触れている「(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等」には、「自伐林家」及び「自伐型林業者」の記述がない。
- ・ 平成27年の「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」において、「自伐林家を含む多様な担い手の育成・確保を進める」との政府方針が掲げられ、平成28年の「森林・林業基本計画」では「自伐林家等」が既存の民間事業者や森林組合と「相補的」な担い手として位置づけられた。さらに、平成30年の「森林経営管理法」の附帯決議では「自伐林家や所有者から長期的に施業を任されている自伐型林家等は、地域林業の活性化や山村振興を図る上で極めて重要な主体の一つ」（衆議院附帯決議第13項・参議院附帯決議第13項）と明記された。
- ・ 日本の森林の価値を最大限に上げる施業手法は「長期的な多間伐施業」であり、この手法は森林環境保全や災害防止という観点からも、樹齢50年を最適な伐期として広がっている現行の「50年皆伐施業」より優れていると考える。新たに立法化された「森林経営管理法」で定められた「経営管理実施権」の設定においても、「超長期的な多間伐施業を排除することなく」（参議院附帯決議第2項）として明記された。
- ・ 現状の社会的・経済的構造上は、短期計画で施業を請け負う民間事業者や森林組合等は「長期的な多間伐施業」は担いきれない。展開できる担い手こそが「自伐林家と自伐型林業者」である。
- ・ 以上の理由から、同項全体において、「自伐林家や所有者から長期的に施業を任されている自伐型林家等」を林業経営者・施業者の主体として位置づけ、明記して頂きたい。

2. 「林道等路網」項目に「壊れない道」の明記

- ・ 「3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項」「(1) 林道等路網の開設（14頁）において、道を「林道」「林業専用道」「森林作業道」の3種に分けた上で、「高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする」とある。
- ・ 高性能林業機械が通る作業道は幅員が広くなり（例えば9～13トンクラスの高性能林業機械（バケット容量0.45m<sup>3</sup>）であれば4.0m程度の幅員で、左右の伐開を含めると

約 10m の道が開ける)、その道に起因した法面崩壊や路肩崩壊等の土砂災害現場が全国各所で見られている。風倒木や繊維断裂等の質の劣化が激しく、森林経営の持続性の喪失等の森林劣化を招いている。(※1)

- ・ 土砂災害を誘発するような路網にしないよう、幅員、排水処理、切土高に配慮した作設方法を推奨すべきである。その際、林野庁が平成 22 年「路網・作業システム検討委員会」において検討してきた「大橋式作業道」のように、幅員 2.5m 以下の「壊れない道づくり」の文言を入れるべきだと考える。
- ・ さらに、「搬出の方法を特定する森林」(15 頁)において、搬出の方法は「地表を極力損傷しないよう、架線集材等によることとする」だけでなく、幅員 2.5m 以下の作業道「壊れない道」で小型機械(林内作業車や 2 トンダンプ)を利用する方法も、「特定する森林」の搬出方法として含めるべきである。

### 3. 災害と防災

- ・ 「2 保安施設に関する事項」の「(3) 治山事業」(19 頁)において、現計画の「頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること…(略)」に加え、「(略)…及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ」と追記し、流木災害の防災・減災について明記されていることは評価する。

- ・ 但し、以下の二点から懸念と意見を述べる。

#### 1) 流木災害以外の防災の視点を入れるべき

- ・ 過度な間伐や皆伐現場においては、流木災害だけでなく、その下流域で河川の河床が高くなる現象が見られる。その結果、堤防決壊・氾濫の引き金になるケースがあり、特に作業道と皆伐の組み合わせによる崩壊と土砂流出は激しい(※1)。
- ・ 林業施業が災害を引き起こすことも視野に入れ、現場の検証等、防災対策を講じるべきである。

#### 2) 防災・減災は慎重を期すこと

- ・ 但し、続く文言には流木対策として「流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする」(20 頁)と書かれている。
- ・ 「流木捕捉式治山ダム」は、「堆積した土砂や流木を次期出水期前など適時に除去するとともに、そのために必要な管理道を整備する」(「流木災害等に対する治山対策検討チーム」中間取りまとめ 平成 29 年 11 月林野庁)とあり、ダムに付随する「管理道」についても前述の作業道同様に、土砂災害を誘発するような道にしないような作設方法を推奨すべきである。特に谷筋は水の通り道でもあるため、細心の注意が必要である。
- ・ 「間伐等の森林整備」及び「流路部の立木の伐採等」(いずれも 20 頁)の伐採も含めて、きめの細かい施業が必要である。流木対策をしたがために土砂災害を招くような人災の可能性は極力排除すべきだと考える。

### 4. 「主伐」および「皆伐」についての見直し

- ・ 「多くの人工林が主伐期を迎え」(1 頁)との前提から、同計画全体に渡って「主伐」を推奨している。

- ・ 人工林が 50 年生前後をもって「主伐期に達した」とする前提が生態学的に適當ではなく（※2）、その主伐時期の設定について、「平均成長量が最大となる年齢を基準」（10 頁）とするのは、木材不足時代の発想であり改めるべきだと考える。
- ・ 同計画において「主伐のうち択伐以外」としている「皆伐」については、全国で数十 ha～100ha 以上の大規模皆伐が見られており、「一箇所当たりの伐採面積の規模」（10 頁）は大面積にならないようなインセンティブが必要である。また、「森林経営計画」で示されている 20ha の主伐上限は雨の少ないヨーロッパの施業からみても、大きすぎるため見直すべきである。

## 5, 「担い手」像の再認識

- ・ 「(2) 林業に従事する者の養成及び確保」（16 頁）において、林業事業体や森林組合への雇用労働者の育成が中心となっているが、「地域林業の活性化や山村振興を図る上で極めて重要な主体の一つ」と位置づけられ、兼業型で複合的な自営林業者についても林業の担い手である「林業従事者」として位置づけ、過疎化が進む山村地域への居住を促進すべきである。

## 6, 「高性能林業機械」一辺倒の見直し

- ・ 「(3) 作業システムの高度化」（16 頁）において、高性能林業機械導入のみに軸足を置くのではなく、導入コストが安く、環境負荷が小さな小型機械による作業システムも日本の脆弱地盤での林業にとって重要なことを追記すべき。

## 7, その他（質問）

- ・ 「第 2 表 森林の整備及び保全の目標」（8 頁）について、都道府県レベルで現状に合わせた森林蓄積量の修正（林齢の高い林分での蓄積量増加）がなされているが、全国森林計画の現況蓄積でもそうした見直しを反映しているのかどうか。近年、主伐が増加し一部では成長量以上が伐採されている流域があるとされている。たとえば、宮崎県の大淀川広域流域では現況蓄積は少なすぎ、計画期末については主伐増加によって現況蓄積よりも減少するのではないか。

以上

### 【脚注】

※1 フォーラム「壊れゆく森」（日時：2018 年 6 月 19 日 場所：衆議院第一議員会館 1F 多目的ホール 主催：自伐型林業推進協会）にて報告

<https://jibatsukyo.com/info/news/180619-report>

※2 「森林生態学における「森林(林分)の発達段階」の見方によれば、森林(林分)の発達段階は、「林分初期(幼齢)段階」(概ね 10 年生くらいまで)、「若齢段階」(概ね 50 年生くらいまで)、「成熟段階」(概ね 150 年生くらいまで)、老齢段階(150 年生以上)と区分される。この区分によれば、50 年生前後というのは、若齢段階の末期であり、決して成熟段階とはいえない。その段階で主伐を行うことは、「短伐期」であり、かつ

択伐は考えられないので「皆伐」ということができる」（平成 29 年度提言『「新たな森林管理システム」及び「森林経営管理法案」について』（国民森林会議））